

I 平成29年度事業予定計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目	共済目的等		農作物共済		家畜共済							果樹共済				
	会員数	組員 合数	一筆単位方式		成乳牛	育乳 成牛	乳用 子牛等	肥育用 成牛	肥育用 子牛	その他 肉用 成牛	その他 肉用 子牛等	半相殺減収総合一般方式				
			水稲	麦1類								かき 1類	かき 2類	うめ 2類		
区域内の概数 (A)	7	39,000	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	a	a	a		
前年度引受実績 (B)	7	39,000	870,100	10,546	3,236	128	3,296 (3,266)	3,035	185	502	521 (511)	98,800	67,300	32,700		
本年度引受計画 (C)	7	39,000	810,467	10,549	3,146	128	0 (0)	2,245	70	452	472 (422)	38,612	21,610	11,250		
本年度予定引受率 (C)/(A)	100.0%	100.0%	93.1%	100.0%	97.2%	100.0%	0.0%	74.0%	37.8%	90.0%	90.6%	39.1%	32.3%	34.6%		
伸長率 (C)/(B)	100.0%	100.0%	99.1%	100.0%	99.0%	160.0%	-	97.2%	95.9%	103.4%	100.4%	100.0%	100.5%	100.4%		
													← 99.5% →		← 100.2% →	

項目	農作物共済		園芸施設共済											任意共済				
	一筆方式		半相殺 方式	災害収入 共済方式	ガラス室		プラスチックハウス							建物共済		農機具 損害 共済		
	1類	2類			I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類	農家建物		団体建物	
区域内の概数 (A)	a	a	a	a	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台
前年度引受実績 (B)	14,000	2,600	58,700		2	86	1	5,755	199	140	29	64	802	0	69,244	9	62,900	
本年度引受計画 (C)	3,124	1,321	0	2,419	2	42	0	3,629	81	44	11	16	631	0	52,721	9	688	
本年度予定引受率 (C)/(A)	3,350	1,370	0	2,430	2	42	0	3,677	90	48	9	16	681	0	56,000	9	850	
本年度予定引受率 (C)/(A)	23.9%	52.7%	0.0%	4.1%	100.0%	48.8%	-	63.9%	45.2%	34.3%	31.0%	25.0%	84.9%	-	80.9%	100.0%	1.4%	
伸長率 (C)/(B)	107.2%	103.7%	#DIV/0!	100.5%	100.0%	100.0%	-	101.3%	111.1%	109.1%	81.8%	100.0%	107.9%	-	106.2%	100.0%	123.5%	
			← 106.2% →		← 100.5% →				← 102.4% →									

2 農業共済保険事業の規模

(1) 農作物・家畜・果樹・畑作物・園芸施設共済事業の規模

項目		本年度予定	前年度実績	共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E=D-B 徴収すべき 保 険 料	F 再保険料	G=B-F 交付(納入) 再保険料	H=D-F 手持保険料
						A	B	C					
						総 額	国庫負担金	農家負担金					
共済目的等				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
農作物	水 稲 一筆単位方式 (a) (kg)	810,467 28,350,469	818,045 28,615,551	5,226,288	5,173,413	83,232	41,616	41,616	76,629	35,013	72,626	△ 31,010	4,003
	麦 1 類 一筆単位方式 (a) (kg)	10,549 157,808	10,546 157,763	3,099	3,038	30	15	15	13	△ 2	4	11	9
	合 計 (a) (kg)	821,016 28,508,277	828,591 28,773,314	5,229,387	5,176,451	83,262	41,631	41,631	76,642	35,011	72,630	△ 30,999	4,012
家畜	成 乳 牛(頭)	3,146	3,179	835,405	668,324	112,323	56,161	56,162	63,387	7,226	39,620	16,541	23,767
	畜 成 乳 牛(頭)	128	80	25,169	20,135	1,407	703	704	783	80	489	214	294
	乳 用 子 牛 等(頭)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肥 育 用 成 牛(頭)	2,245	2,309	413,711	330,969	17,993	8,996	8,997	11,475	2,479	7,173	1,823	4,302
	肥 育 用 子 牛(頭)	70	73	6,676	5,341	1,085	542	543	669	127	418	124	251
	そ の 他 の 肉 用 成 牛(頭)	452	437	106,627	85,302	5,779	2,889	2,890	3,630	741	2,269	620	1,361
	そ の 他 の 肉 用 子 牛 等(頭)	472 (422)	470 (414)	32,465	25,972	4,798	2,399	2,399	3,096	697	1,233	1,166	1,863
	合 計 (頭)	6,513 (422)	6,548 (414)	1,420,053	1,136,043	143,385	71,690	71,695	83,040	11,350	51,202	20,488	31,838
果樹	かき 1類 半相減収一般 (a)	38,630	38,612	632,232	1,021,564	43,011	21,505	21,506	58,058	21,745	24,101	12,212	33,957
	かき 2類 半相減収一般 (a)	21,720	21,610	436,899	1,021,564	29,616	14,808	14,808	58,058	21,745	24,101	12,212	33,957
	計 (a)	60,350	60,222	1,069,131	1,021,564	72,627	36,313	36,314	58,058	21,745	24,101	12,212	33,957
	うめ 2類 半相減収一般 (a)	11,300	11,250	70,488	67,212	6,485	3,242	3,243	5,339	2,097	2,664	578	2,675
	計 (a)	11,300	11,250	70,488	67,212	6,485	3,242	3,243	5,339	2,097	2,664	578	2,675
合 計 (a)	71,650	71,472	1,139,619	1,088,776	79,112	39,555	39,557	63,397	23,842	26,765	12,790	36,632	
畑作物	大豆 1類 一筆単位方式 (a) (kg)	3,350 40,850	3,124 38,124	11,336	10,202	317	174	143	285	111	326	384	837
	大豆 2類 一筆単位方式 (a) (kg)	1,370 12,803	1,321 12,354	12,519	11,267	976	536	440	878	342			
	計 (a) (kg)	4,720 53,653	4,445 50,478	23,855	21,469	1,293	710	583	1,163	453	326	384	837
園芸施設	茶 半相殺方式 (a) (kg)	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	茶 災害収入共済方式 (a) (千円)	2,430 32,215,438	2,419 32,069,607	25,772	23,195	1,082	595	487	974	379	463	132	511
	計 (a) (-)	2,430 -	2,419 -	25,772	23,195	1,082	595	487	974	379	463	132	511
	合 計 (a) (-)	7,150 -	6,864 -	49,627	44,664	2,375	1,305	1,070	2,137	832	789	516	1,348

共済目的等	項目	本年度予定	前年度実績	共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E=D-B 徴収すべき 保 険 料	F 再保険料	G=B-F 交付(納入) 再保険料	H=D-F 手持保険料
						A	B	C					
						総 額	国庫負担金	農家負担金					
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
園 芸 施 設	ガラス室 I類 (棟)	2	2	2,266	2,039	16	8	8	14	6	4	4	10
	ガラス室 II類 (棟)	42	42	241,082	216,974	812	406	406	731	325	216	190	515
	プラスチックハウス I類 (棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチックハウス II類 (棟)	3,677	3,629	1,224,558	1,102,102	33,355	16,677	16,678	30,020	13,343	11,201	5,476	18,819
	プラスチックハウス III類 (棟)	90	81	261,161	235,045	4,128	2,064	2,064	3,715	1,651	1,022	1,042	2,693
	プラスチックハウス IV類 甲 (棟)	48	44	79,800	71,820	1,283	641	642	1,155	514	250	391	905
	プラスチックハウス IV類 乙 (棟)	9	11	18,397	16,557	149	74	75	134	60	8	66	126
	プラスチックハウス V類 (棟)	16	16	55,474	49,927	234	117	117	211	94	44	73	167
	プラスチックハウス VI類 (棟)	681	631	119,130	107,217	4,621	2,310	2,311	4,159	1,849	1,466	844	2,693
プラスチックハウス VII類 (棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (棟)	4,565	4,456	2,001,868	1,801,681	44,598	22,297	22,301	40,139	17,842	14,211	8,086	25,928
	合 計	-	-	9,840,554	9,247,615	352,732	176,478	176,254	265,355	88,877	165,597	10,881	99,758

(2) 任意共済保険事業の規模

共済目的等	項目	引 受		共済金額	保険金額	保険料(共済掛金) 賦課金				再共済 掛 金 B	再共済 手数料収入 C	手持保険料 D=A-(B-C)	
		本年度予定	前年度実績			総 額	A 保 険 料	事 務 費 賦 課 金					
		棟	棟					千円	千円				千円
保険関係	建物共済(総合・火災)	56,000	52,721	504,000,000	504,000,000	438,664	259,045	152,796	26,823	179,619	131,599	47,971	175,417
	農機具損害共済	850	688	2,300,000	2,300,000	11,500	9,147	1,610	743	2,353	-	-	9,147
	計	-	-	506,300,000	506,300,000	450,164	268,192	154,406	27,566	181,972	131,599	47,971	184,564
共済関係	団 体 建 物	9	9	304,500	304,500	173	121	0	52	52	-	-	121
	計	9	9	304,500	304,500	173	121	0	52	52	-	-	121
	合 計	-	-	506,604,500	506,604,500	450,337	268,313	154,406	27,618	182,024	131,599	47,971	184,685
再 共 済 割 合					30.00%	再共済手数料率				総 合 23.40%			
										火 災 40.50%			

(3) 引受計画と実施方策

ア. 平成 29 年度団体運営の基本方針

我が国の農業農村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域経済を支える重要な役割を担っているが、近年の農作物価格の不安定により後継者が育たず、高齢化による離農・廃業により農業従事者が減少し、これによる遊休農地、耕作放棄地の拡大など大きな課題となっている。更に農政においては、平成 30 年には米の直接支払がなくなり、環太平洋連携協定（TPP）においては、国内では連携協定の承認と関連法案が国会で可決承認されたが、一方、アメリカの大統領は TPP からの離脱を表明しており、農産物を取り巻く情勢の先行きは不透明な状況にある。

さて、近年は大型台風の襲来、集中豪雨、豪雪、竜巻、更には地震などこれまでに経験したことのない災害が多発し、農作物や農業施設に甚大な被害が発生し農業経営に大なる影響を及ぼしている。農業共済制度は、本年度制度発足 70 周年を迎えるが、今まで自然災害等により農業者が被った損失を補てんし、将来に向け安定した農業経営が継続できるよう国の農業災害対策の根幹としてその責務を果たしてきた。

このような中、国が平成 29 年の法制化を進めている収入保険制度の導入においては、農業共済団体がその実施主体となるべく中央で準備を進めており、また、これに併せて農業災害補償制度が見直されることになるが、制度改正に対応できるよう体制を整え、農業災害対策の柱として今後とも農業経営のセーフティーネットとしての機能を十分果たせるよう取り組むと共に関連情報を発信していく。

なお、農業共済団体は、国から多額の事務費補助を受ける公的な団体であるため、社会から認められるよう透明性の高い事業運営を行う。このため、内部監査を徹底するほか、外部講師を招いての内部研修、中央における研修や講習に積極的に参加しコンプライアンス体勢への意識向上に努める。

また、本県では、組合が安定的に事業運営を行い農業災害補償制度の機能を将来にわたって発揮できるよう取り組んできたが、より一層合理的で効率的な制度運営、コンプライアンス体制の強化等を求められていることから、平成 30 年 4 月 1 日の 1 県 1 組合化への移行を進め、更なる運営コストの削減、ガバナンスの強化、農業災害補償制度の維持・向上を図るため、次の重点事項に取り組むこととする。

イ. 農作物共済

(水稲)

1. 平成 29 年産水稲の生産目標数量配分が 40,802 t (対前年産 1.1%減)、面積換算値 7,954ha となるが、平成 28 年産水稲の近畿農政局奈良支局公表作付面積が 8,710ha、共済引受面積 8,180.45ha であったことを鑑み、平成 29 年産水稲共済の引受面積は 8,105ha の見込みとしている。
2. 水稲生産実施計画書と水稲共済細目書異動申告票との一体化により、市町村等の関係機関との連携を密にし、より一層の整合性を図り、当然加入基準以上の完全引受は勿論のこと、任意加入基準の対象者についても制度説明等を行うことにより引受けを目指す。また、農作物共済の仕組み及び引受・損害評価の重要性について、各種会合等を通じて周知徹底を図り共済制度の普及啓発に努めるよう指導する。
3. 基準単収は、引受・損害評価の基本となる重要な項目であるので、耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して適正な設定を行うよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。

4. 国の政策である経営所得安定対策の見直しで、畑作物の直接支払交付金の交付単価・産地交付金の支援強化の見直し等がされていますが、前年同様に関係機関とも連携協調して農業共済事業を推し進めるよう参事・課長会議(3月中旬開催予定)で指導する。
5. 本県の生産数量目標配分が昨年を下回り作付超過が懸念される中、農業再生協議会では飼料用米等の「米による転作」が推進されるため、関係機関との連携を密にし適正引受に努めるよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。
6. 「農地地図情報システム」を活用して共済資源を把握し、地図情報により耕地の位置確認が容易に行えるよう努め、農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)において説明する。
7. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス(法令等遵守)に則り、農作物共済引受関係要綱・要領等に従い適正な引受評価に努めるよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。
8. 保険料の所定期日内の完全徴収に努める。

(麦)

1. 経営所得安定対策の見直しにより認定農業者や集落営農組織の耕地以外にも、新たな作付けが見込まれるため、関係機関との連携を密にし、当然加入基準以上の農家の引受け漏れがないよう指導する。また、「畑作物の直接支払交付金」が見直され農業者が営農継続支払の交付を受けた場合には、営農継続支払を当年産の収入に含めて共済金を算定することになるので、農業者には制度を十分説明し集落営農や販売実績がある者また引受実績がある者は勿論のこと、引受規模拡大の観点からも作付けのみされる者に対しても前向きに取り組むよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。
2. 基準単収は、引受・損害評価の基本となる重要な項目であるので、耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等及び出荷組織等の数量を参酌して適正な設定を行うよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。
3. 水稲一体化用紙等台帳との整合性を図り、適正な引受に努めるよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。
4. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス(法令等遵守)に則り、農作物共済引受関係要綱・要領等に従い適正な引受評価に努めるよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。
5. 保険料の所定期日内の完全徴収に努める。

項 目	水 稲		麦
	やまと北部 宇 陀	左記以外の 組 合	
共 済 細 目 書 取 り ま と め	4 月 30 日	5 月 10 日	11 月 30 日
引 受 通 知 書 の 提 出 期 限	6 月 15 日	6 月 25 日	1 月 20 日
引 受 変 更 通 知 書 の 提 出 期 限	9 月 20 日	9 月 20 日	—
共 済 掛 金 の 徴 収 期 限	6 月 30 日	7 月 10 日	1 月 30 日
保 険 料 ・ 賦 課 金 の 連 合 会 払 込 期 限	7 月 14 日	7 月 24 日	2 月 13 日

ウ. 家 畜 共 済

1. 有資格農家への加入推進による加入意志の確認を完全実施するよう指導する。
2. 家畜の価額は引受時の共済金額や死廃事故発生時の共済金算定等の基礎となる重

要なものである。月齢別評価による牛の評価基準に基づく個体の適正評価を行うよう参事・課長会議(3月中旬開催予定)及び家畜共済担当者会議(3月上旬開催予定)で指導する。

3. 組合員における不慮の損害に対する十分な補償のため、付保割合の高位選択を家畜共済担当者会議(3月上旬開催予定)で指導する。
4. 廃業離農による引受戸数減少のなか、有資格資源である乳牛の子牛等の制度説明を行い飼養農家の完全引受に努めるよう家畜共済担当者会議(3月上旬開催予定)で指導する。
5. 継続引受時に家畜共済制度の重要事項等(支払限度、異動報告、待期間)の説明を行い、組合員とのトラブルが生じないように家畜共済担当者会議(3月上旬開催予定)で指導する。特に個体の異動に関しては、現地確認の簡素化等に伴い、牛トレーサビリティ制度の情報と組合が保有する引受状況との整合が重要となるので、異動が生じた場合には、組合への報告と牛トレーサビリティ制度の情報更新を励行するよう組合員に依頼するよう家畜共済担当者会議(3月上旬開催予定)で指導する。
6. コンプライアンス(法令等遵守)に則り、家畜共済事務取扱処理要領等に従い適正な引受に努めるよう家畜共済担当者会議(3月上旬開催予定)で指導する。
7. 保険料の所定期日内の完全徴収に努める。

引受通知書の提出期限	翌月の10日
保険料・賦課金の連合会払込期限	納入告知書発行後1週間以内

エ. 果樹共済

1. 有資格農家への加入推進による加入意志の確認を完全実施するよう指導する。
2. 農業収入の減少を補てんする平成31年実施予定の収入保険制度を視野に入れた加入推進方を果樹共済担当者会議(3月上旬開催予定)で検討する。
3. 果樹関係団体等の各種会議・研修会等に参加し、果樹共済制度の説明を行い引受推進に努める。
4. コンプライアンス(法令等遵守)に則り、果樹共済引受要綱等に従い適正な引受に努めるよう果樹共済担当者会議(3月上旬開催予定)で指導する。
5. 保険料の所定期日内の完全徴収に努める。

項目	かき	うめ
加入申込書の取りまとめ	5月15日	5月15日
共済掛金の徴収期限	7月1日	7月1日
引受通知書の提出期限	7月6日	7月6日
保険料・賦課金の連合会払込期限	7月15日	7月15日

オ. 畑作物共済

(大豆)

1. 有資格農家への加入推進による加入意志の確認を完全実施するよう指導する。
2. 畑作物共済担当者会議(5月開催予定)において、「経営所得安定対策」に申請等される大豆栽培予定農家を、水稻一体化データによる把握はもとより地域農業再生協議会やJA等との連携を密にして把握し、制度説明を行い完全引受に努めるよう組合を指導する。
3. 畑作物共済担当者会議(5月開催予定)において、宇陀地域を中心に栽培されている黒大豆は、価格の安定性から乾燥子実から枝豆での出荷に移行される傾向ではあ

るが、地域の生産部会の協力を得て有資格農家の完全引受に努めるよう組合を指導する。

4. 畑作物共済担当者会議(5月開催予定)において、コンプライアンス(法令等遵守)に則り、畑作物共済引受要綱等に従い適正な引受に努めるよう組合を指導する。
5. 保険料の所定期日内の完全徴収に努める。

項 目	大 豆
加入申込書の取りまとめ	6月10日
共済掛金の徴収期限	7月31日
引受通知書の提出期限	8月5日
保険料・賦課金の連合会払込期限	8月14日

(茶)

1. 有資格農家への加入推進による加入意志の確認を完全実施するよう指導する。
2. 茶の栽培面積は、販売価格の低迷が続き高齢従事者等の小規模農家を中心に離農や廃業が増加し年々減少している。また、茶共済の加入率は依然として低いが、平成27年産より災害収入共済方式の加入要件が自園自製茶農家まで緩和されたので、加入要件の整っている農事法人資格を有するF A工場並びに自園自製茶農家に対し加入推進を行うよう組合指導及び推進を行う。
3. 畑作物共済担当者会議(5月開催予定)において、コンプライアンス(法令等遵守)に則り、茶共済事務取扱要領等に従い適正な引受に努めるよう指導する。
4. 保険料の所定期日内の完全徴収に努める。

項 目	茶
加入申込書の取りまとめ	10月15日
共済掛金の徴収期限	12月1日
引受通知書の提出期限	12月6日
保険料・賦課金の連合会払込期限	12月15日

カ. 園芸施設共済

1. 有資格農家への加入推進による加入意志の確認を完全実施するよう指導する。
2. 新制度に改正されて3年目を迎え補償内容等は定着してきているが、加入推進時には補償の内容や小損害時には支払共済金が出ない場合があることの説明を十分に行うよう参事・課長会議(3月中旬開催予定)及び園芸施設共済担当者会議(4月下旬開催予定)で指導する。
3. 特に有資格棟数のうち大半を占めるプラスチックハウスⅡ類の引受拡大を目指し、関係機関等との協力のもと、より一層の加入推進に努め事業の定着化を図るよう参事・課長会議(3月中旬開催予定)及び園芸施設共済担当者会議(4月下旬開催予定)で指導する。
4. 園芸施設共済の定着化及び未加入者へのPRのためにも、加入棟への加入証の貼付けを徹底するよう園芸施設共済担当者会議(4月下旬開催予定)で指導する。
5. 「農地地図情報システム」を活用することにより、特定園芸施設の設置状況をオルソ画像によりの確に把握し、その情報を提供し加入推進に役立てるよう園芸施設共済担当者会議(4月下旬開催予定)において説明する。
6. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス(法令等遵守)に則り、園芸施設共済事務取扱要領・評価要領等に従い適正な引受評価に努めるよう園芸施設共済担当者会議(4月下旬開催予定)で指導する。

7. 保険料の所定期日内の完全徴収に努める。

引受通知書の提出期限	翌月の10日
保険料・賦課金の連合会払込期限	納入告知書発行後1週間以内

キ. 任意共済（建物・農機具損害共済）
（建物共済）

1. 農業共済事業事務費負担金は、ほぼ要請どおりであったが、農業共済団体の健全な運営と安定的な業務収入の確保のため、建物共済の重要性は変わらない。平成27年度からスタートした任意共済「信頼のきずな」未来につなげる運動の運動目標「すべての農家に十分な補償を」の趣旨を踏まえ、次の推進方策に努める。
 - ① 補償充実の観点から、臨時費用担保特約を基本契約に付帯した推進に努め、補償の充実を図る。
 - ② 精密家電が増え落雷による損害も増加するなか、引続き家具類の引受拡大に努め、補償の充実を図る。
 - ③ 近年の異常気象により台風、集中豪雨や地震等の自然災害まで補償される総合的な保険のニーズが高まってきていることから、総合共済プラス火災共済プラス家具類等の提案型推進を行い、補償の充実を図る。
 - ④ 農家所有物件の完全把握に努め、保険未加入物件の完全引受と既加入棟の再取得価額満額の推進に努め、補償の充実を図る。
2. 建物・農機具共済担当者会議（5月開催予定）において、継続加入者及び新規加入者の組合員資格の確認を行い、引受の適正化に努めるよう組合を指導する。
3. 建物・農機具共済担当者会議（5月開催予定）において、建物共済に係る不祥事を防止するため、特に共済掛金を現金で取扱う場合は、組合が定めるコンプライアンス関連規則に従い適正な処理を行うよう組合を指導する。
4. 事故発生通知の遅れや共済金請求書類等提出の遅れを防止するため、パンフレットやチラシなど加入者が目にする印刷物に事故発生通知の遅れや共済金請求書類等提出の遅れが加入者に不利益を与える場合がある旨の注意を呼びかけその解消を図り、共済金の早期支払を期すよう、建物・農機具共済担当者会議（5月開催予定）において組合を指導する。
6. 保険料等の所定期日内の完全徴収に努める。

引受通知書の提出期限	翌月の10日
保険料・賦課金の連合会払込期限	納入告知書発行後1週間以内

（農機具損害共済）

1. 農機具の自動化・大型化が進み、販売価格も上昇傾向にあり、事故発生による修理費や買換え費用は農家経営に大きな負担となる。安心して農業を継続していくためにも、農機具損害共済の必要性並びに平成27年度より導入した「付保割合条件付実損てん補特約」の説明を行い、加入の拡大を図るよう建物・農機具共済担当者会議（5月開催予定）において組合を指導する。
2. 平成27年度からスタートした任意共済「信頼のきずな」未来につなげる運動の趣旨を踏まえ、制度共済加入者に対し制度の説明を行い引受拡大に努めるよう組合を指導する。
3. 平成29年度から農機具の引受可能年数が変更され、引受制限も撤廃されることを既加入者に周知するよう組合を指導する。
4. 建物・農機具共済担当者会議（5月開催予定）において、共済掛金を現金で取り扱

う場合は、コンプライアンス関連規則に従い適正な引受に努めるよう組合を指導する。

5. 保険料の所定期日内の完全徴収に努める。

引受通知書の提出期限	翌月の10日
保険料・賦課金の連合会払込期限	納入告知書発行後1週間以内

(4) 損害評価の適正化の方策

ア. 農作物共済

1. 損害評価現地研修会を開催し標準圃場の実測調査をすることにより評価眼の統一を図り、農家間に不公平が生じないよう適正な損害評価ができるよう指導する。
2. 各組合に生育調査圃(水稻登熟不良等調査圃含む)を設置し、管内の被害の発生状況及び推移等を把握し、組合員に対して被害申告漏れのないよう的確な損害通知がされるよう指導する。
3. 兼業農家の増加により、農作業の省力化等からの肥培管理不良や収穫適期並びに病虫害防除適期を逸した場合、また、麦作圃場の排水不良による湿潤害等の発生が見受けられる圃場については、的確な分割評価により農家間に不公平が生じないよう適正な損害評価に努めるよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。
4. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス(法令等遵守)に則り、農作物共済損害評価要綱等に従い適正な損害評価に努めるよう農作物共済担当者会議(4月中旬開催予定)で指導する。

イ. 家畜共済

1. 事務取扱処理要領の組合員・組合・連合会の行う事項等を理解し、特に死廃事故の現地確認、牛トレーサビリティ制度の情報と組合飼養牛の確認、異動によって増加した家畜の健康診断の記録、廃用家畜の写真撮影及び診療種別等通知書の作成並びに病傷事故給付基準に遵守し、病傷事故診断書の審査及びチェック機能を強化し、審査精度の向上に努め損害確定に関する調査及び確認業務の徹底強化を指導する。
2. 指定獣医師の病傷事故診断書の遅延に対しては、「家畜共済免責基準」の定めに従い、遅延の防止に努める。
3. ポータブル超音波診断機を活用し、より迅速かつ正確な繁殖診断により事故発生の低減及び授精率の向上に努める。
4. コンプライアンス(法令等遵守)に則り、家畜共済事務取扱処理要領等に従い適正な損害評価、事務手続きの徹底とチェック体制の整備に努める。

ウ. 果樹共済

1. 事故発生通知及び損害通知の報告を徹底指導し、被害程度の早期把握に努める。
2. 果樹共済の分割評価は、農家間の公平性を確保し、専業果樹農家を果樹共済に加入させる上からも不可欠な事項であるので、損害評価においては、農家の肥培管理状況を十分調査し適正な分割評価を行うよう指導する。
3. 損害評価の基礎となる基準収穫量の設定にあたっては、当該樹園地の園地条件、肥培管理及び隔年結果の状況を調査し、該当する基準収穫量設定指数を適切に適用し、損害評価実績を勘案して設定するよう指導する。
4. 組合管内の適確な生産量及び作柄状況把握のため、関係機関等の聞き取り調査及び

今年度も引き続き標準園地を設定するよう指導する。

5. コンプライアンス(法令等遵守)に則り、果樹共済損害評価要綱等に従い適正な損害評価に努めるよう指導する。

エ. 畑作物共済

水田であった耕地に大豆が栽培されている場合で、①周囲の水田からの水の浸透を防止する排水溝の設置がない、②周囲の土地条件等をみて、通常の収穫を期待することが困難、③栽培方法又は栽培管理の状況をみて通常の収穫を期待しているとは考えられない等の状況が明らかな場合は、引受不適格耕地に該当するので、組合の加入申込みの承諾について十分留意するよう指導する。また、共済事故発生の通知が遅れると被害原因を確定することができず、組合員が不利益を被るため、組合員へ事故発生の早期通知の周知徹底と組合職員が定期的に巡回調査を励行するよう指導を行う。

1. 半相殺方式の茶においては被害申告のあった場合、評価収量と出荷数量とを比較し適正でない時は出荷数量を参考に修正を行う。
2. 茶・大豆について、肥培管理等不十分な圃場(園)では加入者間の不公平が生じないように、分割評価等により適正な損害評価に努める。
3. コンプライアンス(法令等遵守)に則り、畑作物共済損害評価要領、茶共済事務取扱要領等に従い適正な損害評価に努める。

オ. 園芸施設共済

1. 被害の発生状況を的確に把握し、組合員から速やかに損害通知を受けるよう指導する。また、本会への損害通知についても速やかに行うよう園芸施設共済担当者会議(4月下旬開催予定)で指導する。
2. 損害評価を適正かつ公平に行うため評価技術の向上に努めるよう園芸施設共済担当者会議(4月下旬開催予定)で指導する。
3. 正確・迅速な損害評価のためにも加入証の貼付けを徹底するよう園芸施設共済担当者会議(4月下旬開催予定)で指導する。
4. 損害評価については、連合会は原則として組合の行う損害評価と合同で行う。
5. 農林水産省経営局長通知の農業共済の引受適正化及びコンプライアンス(法令等遵守)に則り、園芸施設共済事務取扱要領・評価要領等に従い適正な損害評価に努めるよう指導する。

カ. 任意共済(建物・農機具損害共済)

1. 建物・農機具共済担当者会議(5月開催予定)等を通じ評価方法並びに評価技術の充実に努める。
2. 特に農機具の損害評価については、奈良県農機商業協同組合等に加盟する農機具販売店等の協力を得るなど損害評価の充実に努め、損害認定を公平適正に行うよう努める。
3. コンプライアンス(法令等遵守)に則り、建物共済損害評価要領、農機具損害評価要領等に従い適正な損害評価に努める。

(5) 損害防止事業の実施計画

- ア. 施設
なし

イ. 事業内容

○ 農作物共済

1. 組合の行う水稲共済損害防止事業に対し、その経費の一部を負担する。
2. 関係機関と連携を密にして、病害虫発生予察情報・作柄概況及び気象月報等を配布し、組合への情報の提供等を行う。
3. 損害防止に関する知識並びに技術の向上を図るため、研修会及び講習会を開催し、関係機関の開催する研修会等にも積極的に参加する。
4. 組合へ防除機の貸与を行い病虫害の適期防除に努めるよう指導する。

○ 家畜共済

1. 一般損害防止事業については、共済事故発生の未然防止並びに損害の拡大防止のため、乳牛の雌では、代謝変動に伴う妊娠・分娩期及び産後の疾患対策、また肉用牛では消化管疾患対策として薬剤等を配付し事故低減に努める。
2. 組合の行う損害防止事業(削蹄等)に対し、経費の一部を助成する。
3. 事故多発農家を抽出し事故の傾向と発生要因の分析を行い、潜在的疾病を早期に発見し事故低減に努める。

○ 果樹共済

病害虫発生予察情報の提供及び関係機関の協力のもと肥培管理の指導等による共済事故の低減に努める。

○ 畑作物共済

関係機関への協力を求め肥培管理の指導、病害虫発生予察情報と気象情報の提供を行い、被害の未然防止に努める。

○ 園芸施設共済

1. 関係機関等との連携を密にして、気象月報等の提供のほか、台風等の災害が予知される場合は、速やかに組合に注意を促すとともに必要な防災措置を講ずる。
2. 組合の行う損害防止事業に対し、その経費の一部を負担する。

(6) 執行体制の整備

ア. 執行体制の整備方法

1. 理事会の開催計画

定例理事会を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて開催し、事業の実施方策、その他運営上の重点事項について審議する。

2. 監事会及び監査について

監事会及び監査は定例として年2回実施し、必要に応じて随時行うこととし、業務の執行及び財産の健全な運営に資する。

イ. 職制及び職員の配置計画

職制規則に基づき参事統括のもと2部、5課、8係並びに1家畜診療所を配置し、職員一致協力して事業の円滑な実施を期する。特に基礎組織の充実強化対策のため、組合が主催する共済部長会議等にも積極的に参画し、連合会、組合を一体化した体制強化に努め、責任体制の明確化及び事務の効率化を図る。

(7) 会員の指導及び会員の事業推進方策

ア. 事業ごとの会員に対する指導方針

(1) 引受に関する事項

1) 農作物共済

- ① 水稲の引受においては、市町村が管理する水稲生産実施計画書と水稲共済細目書異動申告票の一体化により、新規需要米の作付け動向も含め引受漏れ等が生じないよう適正引受に努める。
 - ② 災害が大規模に拡がる恐れのある気象災害に対する損害評価事務の軽減を目的とし、近畿地区の共同事業として継続している衛星画像方式を活用した損害評価モデル事業を側面から支援する。
 - ③ 麦の単位当たり共済金額選択については、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金申請の有無を確認し、組合員が高位選択により不利益を被らないよう留意する。
 - ④ 水土里ネット奈良から得る「農地地図情報」を活用し、圃場の位置確認など有効利用に努める。
- 2) 家畜共済
- ① 有資格農家に対し制度や仕組みを丁寧に説明し、未加入農家の解消に努める。また、加入農家には個体異動の報告指導を行うと共に、組合職員による異動確認の励行と個体識別情報との照合を徹底する。
 - ② 事故発生時に十分な補償の確保をしていただくため、継続加入時に付保割合の高位選択を推奨する。
- 3) 果樹共済
- 「かき」、「うめ」は本県を代表する果樹で専業農家も多いことから、農家の経営安定を図るため、全ての栽培農家に対し制度を分かりやすく説明すると共に関係機関の協力を得て引受の充実を図る。
- 4) 畑作物共済
- ① 白大豆は、集落営農組織が中心となっていることから、関係機関との連携を図ることにより、加入申込書と栽培圃場の照合を行うなど完全引受に努める。黒大豆は、地域の特産農産物として栽培されていることから、生産部会等の協力を得ながら完全引受に努める。
 - ② 茶は、災害収入共済方式の加入要件が整っているF A工場への制度説明を実施するなど、戸別推進を含め制度の普及に努める。
- 5) 園芸施設共済
- 高齢化による廃業や規模縮小により対象農家や施設は減少しているものの、未加入農家への戸別推進を行い、制度や仕組みを十分理解いただき加入の拡大に努める。
- 6) 任意共済
- ① 建物共済の引受にあっては、全ての加入者に組合員資格確認書の提出を求めるなど適正引受を継続する。また、契約時には重要事項に関する説明や告知事項・通知事項の説明を励行し、特に高齢者等には適切かつ丁寧な説明を行うなどの配慮を講じる。
 - ② 農業共済団体の健全で継続的な運営のため、建物共済の目標共済金額を達成し、安定した業務収入の確保を図る。
 - ③ 農機具共済は、再取得価額での補償ができない農機具については、補償の充実を図るため付保割合条件付実損てん補特約付きでの加入を推奨する。
- (2) 農家サービスに関する事項
- 1) 農作物共済の損害防止事業は、薬剤費の一部助成、イノシシ、シカの捕獲檻の設置等を組合の選択により実施する。また、無事戻しは、収支状況を勘案の上、総会議決を経て実施する。

- 2) 家畜共済の損害防止事業は、薬剤等配布と飼養畜の健康維持のために実施される削蹄に要する費用等の一部を助成する。
- 3) 園芸施設共済の損害防止事業の一部助成を行うと共に、収支状況を勘案の上、総会議決を経て無事戻しを実施する。
- (3) 1県1組合化に関する事項
昨年設置された設立準備委員会を軸とし、幹事会、総務・事業の各部会において事務の効率化、合理化を進めるため、段階的に合併に向けての具体的な検討や調整を行い平成30年4月1日の県下1組合化の達成を期す。
- (4) 収入保険制度の導入と農業災害補償制度の見直しについて
平成29年の通常国会での法制化が見込まれている収入保険制度の導入と農業災害補償制度の見直しに係る審議動向を注視し、農業共済団体が新たな制度を担うべき組織体制への強化に取り組む。また、農業災害補償制度の見直しに対応できるよう体制を整える。
- (5) 教育研修基金事業並びにコンプライアンス態勢の確立に関する事項
 - 1) 特定組合化を見据え、連合会・組合職員の資質の向上、スキルアップを目的に中央研修会等の受講を積極的に推奨し、組合職員の受講に対し支援を行う。
また、受講者が研修で得た知識・情報は、他職員にも周知を図る。
 - 2) コンプライアンス意識の高揚維持を目的とし、連合会・組合の職員を対象に研修会を実施する。
 - 3) コンプライアンス体制の整備強化のために、コンプライアンスプログラムを策定し執行状況を確認することにより確実な実施を図る。
 - 4) 適正事務の励行と内部牽制機能の強化のため四半期ごとに内部監査を実施し、自らが積極的にリスク回避に取り組む。また、管理職による内部会議を毎月並びに必要に応じて開催し、事務の適正・効率運用を図り様々な問題に対応できる体制を維持する。
 - 5) 社会・組合員からの信頼の維持及び業務の適正性を確保するため、平素より反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
 - 6) リスク管理においては、国の監督指針に基づき本県で定めている「リスク管理基本方針」により適正に管理する。なお、資金においての余裕金運用にあっては、四半期ごとに開催する余裕金運用委員会に運用方針並びに運用計画を諮り、国債を中心とした安全性・有利性を重視した運用を行う。
- (7) 事務機械化、情報セキュリティに関する事項
 - 1) 平成30年4月の1組合化に向け、システム全般の移行がスムーズに実施できるよう、新たな機器の整備やネットワークの構築を行う。
 - 2) 農業共済団体が運用する事務機械化ネットワークは、管理する情報資産が外部から脅威を受けないよう閉鎖的な通信環境で運用し、IDCでのサーバ管理を行うなど安全で安定的な運用を図る。
 - 3) 個人データ等の情報セキュリティ体制強化に努めるため、保守管理センターとの連携により安定運用を図ると共に、外部研修の受講等管理技術の向上を図る。
- (8) 広報事業に関する事項
農業政策の変化やこれに対応する農業共済団体の取り組み等、確かな情報を効果的に発信ことが重要であることから以下の通り実施する。
 - 1) 事業運営の協力者である基礎組織関係者には、農業共済を取り巻く情報の提供が重要であることから、農業共済新聞の完全購読のための支援を行う。

- 2) ホームページや広報紙の充実を図り、農家をはじめ地域住民にタイムリーな情報を発信し制度の理解と普及に努める。
 - 3) 1組合化に向けた取り組みに係る情報の発信を行う。
 - 4) 国が新たに導入を予定している収入保険制度に係る情報をタイムリーに発信する。
- (9) 家畜診療所の運営について
- 1) 県内産業動物医療の重要な位置にある家畜診療所獣医師は、獣医療技術と職業倫理の高揚のため、各種研修に参加し自己研鑽に努める。
 - 2) 家畜診療所収入の大きな割合を占める技術料は、共済掛金標準率（乙）を適用しているが、今後の診療所運営の収支状況によっては限度率適用の検討を行う。
- イ. 各種講習会の実施方策
役職員の資質向上と業務の適正な処理遂行を期するため、別表の講習会を実施する。
- ウ. 会員に対するコンプライアンス態勢を確立するための対策
農業共済制度は、農家・組合員の信頼と多額の国費により事業運営を行っている。この観点から、国の農業災害対策の一翼を担う団体としての責務を充分認識し、四半期ごとにコンプライアンス改善委員会を開催し、その内容を理事会に報告する。また、コンプライアンス統括責任者の下に、内部検査の実施及びコンプライアンスマニュアル（役職員行動規範）並びにコンプライアンス・プログラムの見直しを行い役職員のコンプライアンス意識の醸成に努める。

(8) 予算統制の方策

予算の執行にあたっては、年間を通じての資金計画を樹立し、特に収入予算については、事業計画の完全遂行を行い、資金運用の効率化を図る。更に、業務の支出については、常に内容を検討、適正運用に努めるとともに極力冗費の節減に努める。